

天城町産業振興促進計画

令和元年 7 月 5 日

鹿児島県天城町

目 次

| | | |
|-----|------------------------------------|-------------|
| 第一章 | 本計画の位置づけ | ・ ・ ・ ・ ・ 1 |
| 第一 | 計画の名称 | |
| 第二 | 計画作成の趣旨 | |
| 第三 | 計画の対象となる区域 | |
| 第四 | 産業の振興の対象とする事業が属する業種 | |
| 第五 | 計画期間 | |
| 第六 | 計画の達成状況に係る評価と公表 | |
| 第七 | 前計画における目標の達成状況と評価 | |
| 第二章 | 税制上の特例措置に関すること | ・ ・ ・ ・ ・ 3 |
| 第一 | 対象地区の産業の振興の基本的方針 | |
| 第二 | 第一章第四に定める業種の振興を行う事業の内容及び実施主体に関する事項 | |
| 第三 | 事業の振興のために推進しようとする取組・関係団体等との役割分担 | |
| 第四 | 計画の目標 | |

第一章 本計画の位置づけ

第一 計画の名称

本計画の名称を天城町産業振興促進計画とし、以下「計画」という。

第二 計画作成の趣旨

この計画は、天城町における産業振興の現状を踏まえ、課題の解決に取り組み、地元産業の活性化や雇用の創出を目的として策定するものである。

本町は、鹿児島市の南南西約 470 km の洋上に浮かぶ面積約 248 km²、周囲およそ 80 km、奄美群島のほぼ中心にある徳之島の西側に位置し、東シナ海に面している。気候は亜熱帯海洋性に属し、四季を通じて温暖多湿で平均気温は 20 度を下らず、年間降水量も 2,000 mm を越える雨量を記録する一方で、夏季には干ばつや台風襲来によって農作物に多大な被害を与えることもある。

昭和 36 年 1 月 1 日に町制が施行され、奄美群島振興開発特別措置法により振興開発と振興策が講じられてきた。その間、交通・産業・福祉・教育などの基盤整備を行い、飛躍的な発展を遂げたが、物価や輸送費等における本土との格差など、依然解決すべき課題が多く残されている。

人口は、昭和 30 年に 12,636 人だったが、年々減少が進み、平成 27 年には 5,975 人（国勢調査）となっている。今後、高齢化は一層進み、独居世帯・高齢者世帯や核家族化が一層進むと予測される。人口減少を抑え、活力あるまちづくりを推進するため、本町の魅力ある資源を活かした新産業の創出に努め、UI ターン者の受け入れを積極的に進める必要がある。

産業別人口は、平成 27 年就業人口 2,754 人（国勢調査）で、平成 17 年に微増したが、その後は減少している。内訳の比率をみると第三次産業が増加する一方、第一次産業と第二次産業は減少傾向にあり、特に第一次産業は減少が大きく、第三次産業と逆転している。これは、就業者の高齢化と後継者不足等が減少の構造的要因と思われ、特に第一次産業に顕著に表れている。

地域の自立促進としては、行政の施策遂行のあらゆる場面において住民参画の気運が高まっており、行政からの一方通行でない新たな住民と行政の共生・協働の地域づくりを構築し、行政と住民がともに手を携えて進めていく。

そのため、本町の自然、歴史、文化、人などのあらゆる地域資源を活用し、地域の魅力を活かした新産業の創出と社会資本の整備を積極的に進める。その原動力となる人材の育成に努め、高度な情報通信技術を踏まえた自立的発展の基礎条件を整備することにより、住民が夢と希望をもって住むことができ、充実した生涯をおくることのできるまちの実現を目指す。

本町の自立的発展と、就業機会の確保及び所得の向上を図るため、亜熱帯海洋性気候の特性を生かした多様な生産活動を行い、「安心・安全」を求める消費者ニーズに対応した、農林水産業の振興及び個性ある観光の推進を図る。

第三 計画の対象となる区域

この計画の対象となる地域は、天城町全域とする。ただし、製造業については、奄美群島国立公園の特別保護地区、特別地域を除く。

第四 産業の振興の対象とする事業が属する業種

- (1) 製造業
- (2) 農林水産物等販売業
- (3) 旅館業
- (4) 情報サービス業等

第五 計画期間

本計画の計画期間は、令和元年7月5日から令和6年3月31日までとする。

第六 計画の達成状況に係る評価と公表

計画実施年度の翌年度にホームページ等を利用し、達成状況等の評価を公表する。

第七 前計画における目標の達成状況と評価

本計画に先立って認定を受けた産業振興促進計画（計画期間：平成26年6月11日～平成31年3月31日）においては、目標に対し、実績は以下のとおりであった。

なお、設備投資の件数、新規雇用者数の対象については、租税特別措置の適用条件を満たす投資について計上している。

| 区 分 | 新規設備投資件数 | | 新規雇用者数 | |
|-----------|----------|--------|--------|--------|
| | 目 標 | 実 績 | 目 標 | 実 績 |
| 製造業 | 2件 | 0件(0件) | 20人 | 0人(0人) |
| 農林水産物等販売業 | 3件 | 0件(0件) | 17人 | 0人(0人) |
| 旅館業 | 3件 | 1件(0件) | 6人 | 3人(0人) |
| 情報サービス業等 | 1件 | 0件(0件) | 5人 | 0人(0人) |
| その他 | 1件 | 0件(0件) | 1人 | 0人(0人) |

注) 括弧書きの件数、人数は租税特別措置を適用した数値

上記の結果となった理由として、前計画や工場等立地促進条例などの支援体制は整備していたものの、情報が各企業へ浸透しない等の理由から、製造業の工場や加工施設の未整備、企業誘致に至らなかったと考えられる。(天城町産業振興促進計画の達成状況に係る評価より)

第二章 税制上の特例措置に関すること

第一 対象地区の産業の振興の基本的方針

(1) 天城町の産業の現状と課題

[農業]

本町の農業は温暖な気候と豊かな農地に恵まれ、その特性を生かし、さとうきびを基幹作物として野菜、畜産、果樹などとの複合経営が展開されている。近年は多種多様な園芸品目が栽培され、徳之島ダムが完成したことから、高付加価値農業への展開が期待される。

しかしながら、農業を取り巻く情勢はWTOの農業交渉、TPP、FTAなど農作物の輸入自由化への動きや産地間競争の激化により厳しさを増すとともに、農家の高齢化と担い手・後継者不足、台風や干ばつ等の気象条件など、課題は多く残されている。

[水産業]

徳之島周辺の海域は天然礁が散在し、好漁場が形成されていますが、漁業従事者の高齢化及び後継者の不足のほか、流通体制は未整備であり、漁業従事者の大半が小型船舶であることから経営は厳しい状況である。

このような中、将来にわたり水産物を安定して供給できる生産力の向上対策が望まれている。

[林業]

林業は、広葉樹や針葉樹等の森林資源を基盤として、チップ用材を主体とした生産活動が行われてきた。しかしながら、林業就業者の減少、高齢化の進行により林業を取り巻く環境は厳しいものがある。

[商工業]

商店街については、消費者の町外店舗やネット通販での購買、空き店舗の増加や老朽化、経営者の高齢化などが懸念されており、深刻な状況となっている。

工業は、黒糖製造を中心とする食料品製造等の小規模な事業者が多い。このような現状を踏まえ、製造業については、黒糖加工品や海産物・果樹・茶等を中心とした地場産品の開発と販路拡大、生産性の向上に向けた経営基盤の強化等が重要な課題となっており、特にICT社会に対応した電子商取引やキャッシュレス化への取組、人材の育成などは企業間の連携を図りながら取り組む必要がある。

卸・小売業については、商品構成の見直しなど各商店による取り組みももとより、商業者全体での取組が一層必要となっており、特に、空き店舗を活用した不足業種の誘致など、多様化する消費者ニーズに対応した取組が求められる。

[観光]

徳之島は、豊かな自然と個性溢れる文化・伝統や歴史があり、希少な観光資源にも恵まれ、本町としてもこれまで観光拠点施設の整備を年次的に継続して

整備するほか、地位景観の整備や交通通信体系の整備を進めてきた。

しかし、観光を取り巻く状況は、航空運賃の格差や乗継面で不利的環境に置かれており、LCCによる経済効果も充分ではないため、今後も民間活力の積極的な導入や世界自然遺産登録の推進を図りながら、地域の特性を生かした魅力ある景観形成、観光の核となる施設整備、観光PRや誘致活動の継続的かつ積極的な展開、他地域との交流の拡大を図る必要がある。

[情報通信]

情報・通信は、本土から隔離した離島における住民の利便性、産業の振興、防災等のために不可欠である。これまでに、天城町ケーブルテレビ（AYT）からの情報発信や光ファイバーの敷設による光インターネット回線の整備、公衆無線Wi-Fiを公共施設や観光地等への整備をしてきた。今後も、情報コストの低廉化、情報格差の是正を図るとともに、高度情報化の進展に対応していく必要がある。

第二 第一章第四に定める業種の振興を行う事業の内容及び実施主体に関する事項

(1) 本町の取組

- 租税特別措置の活用促進
- 設備投資・雇用促進等のための補助金等
- 企業誘致のための取組
- 観光施設、生産施設、加工施設、直売所等の各種施設整備
- 新たな観光資源や特産品の開発
- 輸送コスト支援
- 技術普及及び管理栽培の指導
- 観光PR活動や体制の強化
- スマート農業の推進
- CATVの機能向上
- 次世代高速通信サービスの導入促進

第三 事業の振興のために推進しようとする取組・関係団体等との役割分担

本町では、国・県・関係団体等と連携を取りながら様々な事業に取り組み、設備投資や雇用促進を推進し、さらなる産業振興を図る。

(1) 鹿児島県

- 租税特別措置の活用促進
- 設備投資・雇用促進等のための補助金等
- 企業誘致のための取組
- 技術普及及び管理栽培の指導
- 新品種導入推進
- 輸送コスト支援
- 観光PR活動や体制の強化

- スマート農業の推進
- 講師・指導者等の派遣
- 先進的事例の情報共有

(2) 商工会

- 人材育成や経営指導，情報サービス展開等の取組
- 新たな観光資源や特産品の開発
- キャッシュレス化の取組
- IoT や AI 等を活用した生産性向上に向けた取組

(3) 観光連盟

- 観光 PR 活動や体制の強化
- 新たな観光資源や特産品の開発
- 観光客の増加を見据えた宿泊施設の新設や改修，民泊の推進等
- 農林漁業と旅館業の連携促進
- 体験型観光など，観光プランの拡充

(4) 農協・漁協

- 農業用機器や漁業用機器の導入支援等
- 生産施設等の各種施設整備
- 技術普及及び管理栽培の指導

(5) 関係機関との連携

- 租税特別措置の活用促進（天城町，鹿児島県）
- 設備投資・雇用促進等のための補助金等（天城町，鹿児島県）
- 企業誘致のための取組（天城町，鹿児島県）
- 観光施設，生産施設，加工施設，直売所等の各種施設整備（天城町，農協，漁協）
- 観光 PR 活動や体制の強化（天城町，鹿児島県，観光連盟）
- 輸送コスト支援（天城町，鹿児島県）
- 新たな観光資源や特産品の開発（天城町，商工会，観光連盟）
- 技術普及及び管理栽培の指導（天城町，鹿児島県，農協）

これらの取組を推進するために，前計画からの改善策として，ホームページ上や窓口，CATV において租税特別措置に関する情報を公開する等，情報の周知徹底に努める。

第四 計画の目標

本町の産業振興を図るため租税特別措置法により，中小企業者に関する要件緩和などが行われ，幅広く事業者が措置を活用できる可能性が広がることで，地域が活性化され雇用の創出が期待される。そのほか、第二章第二及び第三に

示した取組を実施することにより、さらなる産業振興の推進を図り、目標は以下のとおりとする。

(1) 計画中期間中に行われる新規設備投資件数

- ア 製造業 1件
- イ 農林水産物等販売業 2件
- ウ 旅館業 2件
- エ 情報サービス業等 1件
- オ 自然エネルギー産業 1件

(2) 当該新規設備投資による新規雇用者数

- ア 製造業 3名
- イ 農林水産物等販売業 6名
- ウ 旅館業 6名
- エ 情報サービス業等 3名
- オ 自然エネルギー産業 1名